

村議会第6回定例会
(12/21~22)

こんなことが
決まりました

久慈広域組合に
約7百万負担金

▽一般会計補正予算

補正額二千八百四十三万二千円を減額し、歳入歳出の予算総額を二十四億九百二十五万円にしました。

歳入の主なものは、繰入金七百五十五万六千円、諸収入一千三百三十五万五千円などをそれぞれ増額し、県支出金二千八百十九万円、寄付金一千二百二万円、村債一千二百二十万円をそれぞれ減額しました。

歳出の主なものは、消防費の久慈地区広域行政事務組合総務負担金の六百九十八万七千円などを増額し、農林水産業費の森林居住環境整備事業(集落林道鳥居線)四千二万

九千円、民生費の老人福祉施設建設債務負担金一千三百三十万円などをそれぞれ減額しました。

行財政改革の8項目を議決

村長、議員など給与減額

▽特別職の職員給与に関する条例の一部を改正

十七年四月から十八年三月までの間に支給する村長、助役、議員ら特別職の給料、報酬を引き下げました。改正後の主な特別職の給料と報酬は左表1のとおりです。

また、十七年度の期末手当を村長が百分の七十を、助役(上席、次席)は百分の五十を、議会議員は百分の二十五を乗じて得た額を減じた額と

[表1]

(単位：円)

公職名		改正後	改正前
村長		600,000	710,000
助役(上席)	給料月額	546,600	585,000
助役(次席)		523,000	560,000
議会の議員	議長	236,000	263,000
	副議長	189,000	210,000
	議員	170,000	190,000

医薬品購入費に
4百万円を計上

▽普代村国民健康保険診療施設

しました。この条例は十七年四月一日からの施行です。

教育長の給与を減額

▽教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正

十七年度、教育長に支給する給料の月額を三万七千円減額するために改正しました。

また、十七年度の期末手当を百分の五十を乗じて得た額を減じた額としました。この条例は十七年四月一日からの施行です。

職員の特殊手当廃止

▽一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正

一般職の職員の特殊自動車運転手当、徴税手当、用地交渉等手当を廃止するための改正です。この条例は十七年一月一日からの施行です。

職員などの旅費改正

▽普代村特別職並びに一般職の職員の旅費に関する条例の

設特別会計補正予算

補正額六百万円を追加し、歳入歳出の予算総額を二億三千四百五十万円にしました。

一部を改正

普代村特別職や一般職の職員の旅費の日当を県内千円、県外二千円に改正しました。

また、政令指定都市の日当額の五割増しを削り、日当の無支給範囲を種市町、大野村、久慈市、山形村、野田村、田野畑村、岩泉町、田老町、新里村、川井村、宮古市、山田町と改正しました。この条例は十七年一月一日からの施行です。

督促手数料が100円に

▽普代村村税条例の一部を改正

村税の督促状一通につき百円の督促手数料を課すための改正です。この条例は十七年四月一日からの施行です。

体育館の照明料改正

▽普代村体育施設設置条例の一部を改正

村立社会体育館の使用料を、照明を使用した場合、五百円から千円に改正しました。この条例は十七年四月一日からの施行です。

野球場の照明料改正

▽村営北緯四〇度運動公園野球場設置条例の一部を改正

村営北緯四〇度運動公園野球場の夜間照明設備使用料を千円から千七百五十円に改正しました。この条例は十七年四月一日からの施行です。

教職員住宅料を改正

▽普代村村営住宅条例の一部を改正

学校教職員住宅の七棟の家賃月額を左表2のとおり改正しました。この条例は十七年四月一日からの施行です。

[表2]

(単位：円)

名称	所在地	戸数	家賃月額	
			改正後	改正前
黒崎小教員住宅	普代村2-16-1	1	10,500	9,040
黒崎小教員住宅	普代村2-16-1	2	12,600	10,300
堀内小教員住宅	普代村20-7-19	2	21,900	18,900
鳥茂渡小教員住宅	普代村28-69-2	1	21,900	18,900
村立学校教職員住宅	普代村13-8-3	1	21,900	18,900

歳入は診療収入五百十万円などを増額し、歳出で医薬費の医薬品購入費に四百万円などを計上しています。